

広報五條及び五條市ホームページ広告掲載業務仕様書

本業務は、「広報五條」及び「五條市ホームページ」に設けられた広告掲載枠を使用し、「五條市広告掲載要綱」と「五條市広告掲載基準」に従って広告主を募集・選定し、広告の完全データ原稿を五條市（以下「市」という。）の指定する期日までに納めるものとする。

【広報五條の広告概要】

- 1 広告掲載対象 「広報五條」
 - ・発行回数 年12回（毎月1日発行）
 - ・判型 A4版
 - ・色 表紙、裏表紙フルカラー その他のページはシアン・黒2色印刷
 - ・使用紙等 マットコート、35kg（予定）
 - ・印刷部数 月12,000部（予定）
- 2 広告掲載枠及び仕様
 - (1) 広告掲載枠
 - ・広告の場所は、「広報五條」中面に6枠とする。
 - (2) 広告仕様
 - ・広告のサイズは1枠高さ55mm、幅90mmとする。
 - ・広告の色はシアン・黒の2色刷りとする。
(カラーはCMYK C:0~100% M:0% Y:0% K:0~100%とする)
- 3 禁止表現・広告掲載条件
 - (1) 「五條市広告掲載要綱」及び「五條市広告掲載基準」を遵守すること。
 - (2) 広告原稿の提出
 - ・データ形式 (Adobe Illustrator 2026)
 - ・提出方法 USB等のメディア、又はインターネット経由で市の指定する日までに納入し承認を得ること。
 - (3) 原稿の修正等
広告原稿のうち、表現内容等で掲載にふさわしくないとと思われるもの、又は広告掲載条件に抵触するものは、市と協議の上、部分的な作り直し、スポンサー変更等を指示することがある。なお、広告原稿の修正は、広告取扱業者の責任において行うこと。
- 4 広告掲載期間
令和8年6月号～令和9年5月号（12回）
- 5 原稿等提出期限
原則、「広報五條」発行月の前月15日（その日が五條市の休日を定める条例（平成元年4月五條市条例第7号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、直前の市の休日でない日）を期限とする。変更がある場合は、市と協議の上、決定する。
(例) 令和8年12月号原稿の提出期限は、令和8年11月13日（金）

【五條市ホームページの広告概要】

1 広告掲載対象

五條市ホームページ (<https://www.city.gojo.lg.jp>)

2 広告掲載枠及び仕様

(1) 広告掲載枠

・広告の場所は、原則として「五條市ホームページ」トップページ下部の指定した位置とする。

・掲載数は8枠とする。

(2) 広告仕様

・バナーのサイズは、横175×縦41ピクセルとする。

・バナー広告ファイルの種類は、GIF（アニメーション不可）形式又はJPG形式とする。

3 禁止表現・広告掲載条件

(1) 「五條市広告掲載要綱」及び「五條市広告掲載基準」を遵守すること。

(2) 広告原稿の提出

広告原稿のデータを USB 等のメディア、又はインターネット経由で市の指定する日までに納入し、承認を得ること。

(3) メンテナンス等によりホームページの公開を停止する期間は、掲載期間に含まれるものとする。

(4) 1バナー当たりの掲載期間は、原則1か月以上とする。

(5) 原稿の修正等

広告原稿のうち、表現内容等で掲載にふさわしくないとと思われるもの、又は広告掲載条件に抵触するものは、市と協議の上、部分的な作り直し、スポンサー変更等を指示することがある。なお、広告原稿の修正は、広告取扱業者の責任において行うこと。

4 広告掲載期間

令和8年6月1日～令和9年5月31日（12回）

※原則として、各月の掲載開始日の午前11時までにホームページに掲載する。

※原則として、掲載終了日から翌日正午までの間にホームページへの掲載を終了する。

5 原稿等提出期限

掲載開始希望日の前日（その日が五條市の休日を定める条例（平成元年4月五條市条例第7号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、直前の市の休日でない日とする。）から起算して、市の休日を除いて6日を数えた日を期限とする。

（例）令和9年4月1日～4月30日掲載バナーの提出期限は、令和9年3月24日（水）